

# 介護老人保健施設健勝園九条運営規定

## 《指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護事業》

2024.6

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人健勝会が設置する介護老人保健施設健勝園九条(以下「事業所」という。)において実施する指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士、作業療法士、(以下「短期入所療養介護従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図るものとする。

3 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設健勝園九条
- (2) 所在地 大阪府大阪市西区九条南3丁目20番6号

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医 師 1名  
利用者の診察、治療、健康管理及び施設の保健衛生指導に従事する。
- (2) 薬剤師 0.1名  
医師の指示を受けて利用者の薬剤業務に従事する。
- (3) 看護職員 10名  
医師の指示を受けて利用者の診療補助、看護業務及び施設の保健指導に従事する。
- (4) 介護職員 24名

利用者の日常生活の介護、介助及び援助業務に従事する。

- (5) 管理栄養士 1名

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

- (6) 理学療法士・作業療法士 2名

利用者の心身の諸機能の維持回復を図るため、必要なりハビリテーションの実施、助言に従事する。

- (7) 支援相談員 1名

利用者の入退所、日常生活の生活支援、相談、援助に従事する。

- (8) 事務員 4名

施設の総務、経理事務等に従事する。

(指定短期入所療養介護の内容)

第5条 指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護計画の作成
- (2) 療養上必要な事項についての指導及び説明
- (3) 必要な医療の提供
- (4) 機能訓練
- (5) 看護及び医学的管理の下における介護（入浴、排泄、食事等の介護サービス）
- (6) 食事の提供
- (7) 療養上の世話
- (8) その他日常生活上の世話（離床、着替え、整容等）
- (9) 相談及び援助
- (10) 社会生活上の便宜の提供（レクリエーション行事等）

(利用料等)

第6条 指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割{一定以上の所得のある方は、2割}の支払いを受けるものとする。

法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。

- 2 食事の提供に要する費用については、別紙料金表のとおり徴収する。
- 3 滞在に要する費用については、別紙料金表の通り徴収する。
- 4 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用については、別紙料金表のとおり徴収する。
- 5 その他、指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、別紙料金表のとおり徴収する。

- 6 第2項および第3項について、介護保険法施行規則第83条の6または同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額または特定負担限度額とする。
- 7 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の送迎地域)

第7条 通常の事業の送迎地域は、大阪市の西区、浪速区、中央区、港区とする。

(衛生管理等)

- 第8条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 この指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者が指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
- 2 利用者が設備を利用するうえで次のことに留意すること。
    - (1) 施設設備をその本来の用途に従って利用すること。
    - (2) 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。
    - (3) 当事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(緊急時等における対処方法)

- 第10条 施設サービスの提供を行っている時に入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じた際は、速やかに主治医へ連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告する。主治医へ連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 入所者に対する施設サービスの提供によって賠償すべき事故が発生した場合は、速

やかに損害賠償を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 施設は、入所者に対する施設サービス提供によって事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 3 施設は、入所者に対する施設サービスの提供によって賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(緊急やむを得ない身体拘束等)

- 第 12 条 施設は、施設サービスの提供にあたって、当該入所者または他の入所者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合に次の手続きを経る。
    - (1) 身体拘束委員会を設置する。
    - (2) 「身体拘束に関する説明書」および「経過観察記録」に身体拘束にかかる態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得なかった理由を記録する。
    - (3) 入所者または家族へ説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(非常災害対策)

- 第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防についての責任者を定め、年 2 回以上（うち 1 回は夜間又は夜間想定）訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第 14 条 指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護の提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 本事業所は、提供した指定短期〔指定介護予防短期入所〕入所療養介護に係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保健団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は利用者の人権の擁護および虐待等の防止のため、以下の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待を防止するために従業者に対して研修を実施する
- (2) 利用者およびその家族からの苦情を処理できる体制を整備する
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置（成年後見人制度の利用支援等）

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思しき利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

(その他の運営に関する留意事項)

第 16 条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護に関する記録を整備し、指定短期入所〔指定介護予防短期入所〕療養介護完結の日から 2 年間保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人健勝会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

## 利 用 料

介護老人保健施設

|   | 費 用             | 日 額                    | 内 訳                                                               |
|---|-----------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 | 食事の提供に<br>要する費用 | 1 日あたり 1,600 円         | 入退所時刻により提供した食事の費用を頂きます。<br>朝食 300 円、昼食 700 円、夕食 600 円<br>おやつ 50 円 |
| 2 | 滞在に要する<br>費 用   | 1 日あたり 377 円           | 多床室                                                               |
| 3 | 特別な室料           | 1 日あたり 1,100 円<br>(税込) | 2 人部屋の 1 人料金<br>(上記 2 の居住費と合算、合計 1 日あたり 1,477 円)                  |
| 4 | 日常生活費           | 1 日あたり 200 円<br>(税込)   | ティッシュ、おしぼり、タオル、バスタオル、シャンプー、石鹸等、利用者が個人的に使用する物の費用                   |
| 5 | 教養娯楽費           | 1 日あたり 150 円<br>(税込)   | 入所者のレクリエーションやクラブ活動等に要する費用                                         |

※ 上記 1 及び 2 について、介護保険法施行規則第 83 条の 6 又は同規則第 172 条の 2 の規定により介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

※ 上記 2 および 3 は、外泊中も費用を徴収する。